

設備容量区分等による点検頻度基準

平成 17 年 11 月 1 日施行 経済産業省告示第 249 号第 4 条関連

| 点検頻度 規模・設備容量等 | 毎月 1 回以上 | 隔月 1 回以上 | 3 月に 1 回以上 |
|-----------------------------|---|---|--|
| 七 低圧受電の需要設備 | _____ | 小出力発電設備を除く発電設備（非常用予備発電装置を含む）が同一構内にあるもの<無条件> | _____ |
| 六 6.4 kVA 未満 （小規模高圧需要設備） | _____ | _____ | 非常用予備発電装置を設置するものを除く |
| 100 kVA 以下のもの | 十 右記以外の需要設備 | 七 下記の条件すべてに適合する信頼性の高い需要設備 イ 構外にわたる高圧電線路がないもの ロ 柱上に設置した高圧変圧器がないもの 八 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置のものを除く）に可燃性絶縁油を使用していないもの ニ 責任分界点又はこれに近い箇所に地絡遮断装置（注 1）が設置されているもの ホ 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用、地絡保護継電器用、受電電圧確認用主遮断器用開閉状態表示及び主遮断器操作用以外の変成器がないもの | 九 左記イ～ホに適合し、かつ下記条件すべてに適合するもの イ 屋内キュービクル受電方式である ロ 蓄電池又は非常用予備発がない ハ 引込施設に地絡遮断装置（注 1）がある （注 1）地絡遮断装置とは地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器または地絡遮断器のこと |
| 上記以外の需要設備 （100 kVA 超） | | 八 上記の条件のすべてに適合し、かつ下記のどちらかが設置してある需要設備 低圧電路の絶縁状態の的確な監視が可能な装置を有する 非常用照明、消防、昇降機その他の非常時に使用する設備への電路以外の低圧電路に漏電遮断器が設置されている | _____ |
| 発電所 （小出力発電設備を除く） | 一 次の二～五以外の発電所 | 毎月 1 回以上 | 三 燃料電池発電所 毎月 1 回以上 |
| | 二 内燃力又はガスタービン火力発電所 | 毎月 1 回以上 | 四 太陽電池発電所 100kW 以上 隔月 1 回以上 太陽電池発電所 100kW 未満 毎年 2 回以上 |
| | 二の二 上記のうち原動機・発電機及び制御装置が 1 つの筐体に収められており、かつ、そのメーカー又はその設備の構造・性能に精通する者（注 2）との契約により保守が実施されるもの | 3 ヶ月 1 回以上 | 五 風力発電所 毎月 1 回以上 |
| | ただし、ガスタービン発電所であって、次の要件のいずれにも該当するもの イ 経済産業省告示第 333 号第 1 条各号に掲げる要件（注 3）のいずれにも該当するもの ロ ガスタービンの軸受の潤滑剤として空気を使用するもの | 6 ヶ月 1 回以上 | （注 2） （社）日本内燃力発電設備協会が認定する自家用電気設備専門技術者（保全部門）の資格をもっている者 （注 3） ・ 300kW 未満・最高使用圧力及び・同温度が 1000kPa 未満及び 1400 未満 ・ 発電機と一体のものとして一つの筐体に収められているもの ・ ガスタービンの損壊事故が発生した場合、破片が当該設備の外部に飛散しない構造を有するもの |
| 設置・改造等の工事期間中 （上記発電所を含む） | 毎週 1 回以上 | | |
| 配電線路を管理する事業場 | 毎年 2 回以上 | | |
| 参考： 6000 kVA 以上 | 別に定められている者と同等以上の知識及び技能を有する者を連絡責任者に選任すること（電気工事士免状等の写を添付） | | |